

「技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン」(案) に対して提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方

(令和2年10月29日～同年12月4日 意見募集)

提出件数 30 件 (個人 27 件、団体 2 件、企業 1 件)

No.	提出された意見	意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>技術基準不適合機器の不販売において、一般消費者の誤購入を防止するための措置として、「日本国内で使用した場合電波法違反となる」旨をわかりやすい方法で表示することを追加してほしい。言い訳程度に小さく表示してごまかすような行為はガイドラインの趣旨と一致せず、消費者保護の立場から誰が見てもわかるような表示を優先する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">個人①</p>	<p>外国向けなどの技術基準不適合機器を日本国内で使用した場合は電波法違反に問われるおそれがあることについては、本ガイドライン(案)の第2(3)③に、「(前略)②に基づく購入者に対する注意喚起を無線機器の掲載ページに表示する。表示に当たっては、位置や文字の大きさ・色に配慮し、画像への埋め込みだけでなくテキスト形式によるなど閲覧者に分かり易い表示を行うものとする。」と記載しております。</p>	無
2	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットショッピングモールの出品者が海外の事業者または海外からの発送であっても、日本国内の消費者に向けての販売を意図している(日本語による商品説明など)場合にも、国内の出品者と同等の扱いとするよう希望する。 ・インターネットショッピングモールの出品者が不適切(疑義を含む)な無線機器を発見して何らかの措置をとる場合、保有する購入履歴を利用し、過去の購入者に対しても情報を提供する仕組みづくりを推進して欲しい。 ・技術基準適合性情報の適切な表示として適合確認証明を用いる場合、対応する無線機器の型式名が明記されない証明書の表示が行われている例がある。明示的に対応がつくものでなければ適切とはみなさない運用を希望する。 <p style="text-align: right;">個人②</p>	<p>出品者が海外の事業者又は海外からの発送であっても日本国内の消費者に向けて販売を意図し、実施している場合には、本ガイドライン(案)の対象となります。</p> <p>ご提案いただいた、情報を提供する仕組みにつきましては、技術基準不適合機器の流通抑止に向けた取組として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、技術基準適合証明等の表示にあたっては、ご指摘のとおり、型式名を表示する等、購入者に対して分かり易い表示を行うことが望ましいと考えております。なお、ご提案いただいたガイドラインの運用についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
3	<p>昨今、広く一般に電波利用が進んでいる状況の中で、一定のガイドラインを設定することで電波の秩序を維持されることについては賛成します。ただし、現案においては以下の懸念を持たざるを得ないことから、修正検討をお願いしたいと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「無線機器製造業者等の努力義務」の(1)においては、技術適合証明(以下技適)を取得することを前提とした書き振りが目立ちます。しかしながら、文中例示されているような実験試験局のみならず、アマチュア無線においてもキット販売されたものや保証認定を前提とした少数生産のカスタマイズ機器を製造販売しているケースがあり、違法性なく運用に資することが可能となっています。本ガイドラインにおいてはこれらの活動を制約することになると考えられることから、技適機種以外の利用を認められている無線局種に対する機器販売を例外として明示いただきたいと思います。 ・(2)無線機器の輸入についての記載において懸念があります。先の指摘と同様に昨今は海外製品をベースとした機器製造あるいは改造による無線機製造を行い、電波法規定に合致するよう整備したものをアマチュア無線等で利用することがあります。これらの活動を維持するためにはベースとなる無線装置の輸入が前提となることから、今後ガイドラインにより活動が困難になることを懸念します。一定の範囲において、電波法に合致する改造を施すことを前提として輸入販売を可能とするように修正をお願いするものです。 	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>本ガイドライン(案)における技術基準適合証明番号等の確認は、技術基準不適合無線機器の流通抑止のための取組の一例であり、技術基準適合証明等未取得していない無線機器やアマチュア無線等の免許が必要な無線機器については、従来どおり、無線局免許を取得した上でご使用いただけます。本ガイドライン(案)はご指摘のような活動を制約するものではありません。</p> <p>また、無線機器の輸入や中古無線機器の販売についても同様に、免許が必要な無線機器については、従来どおり、無線局免許を取得した上でご使用いただけます。本ガイドライン(案)はご指摘のような当該輸入や販売を制約するものではありません。</p>	無

	<p>・(3) 無線機器の販売について、技適取得機器については原案を支持するものですが、販売品の中には旧技適対応品やアマチュア無線における保証人的機器などのように技適対象ではないものもあり、それらを中古として入手し、改造あるいは適合性確認の上で申請等により再利用するケースもあります。今回の原案では、これらを著しく制約する可能性があり、懸念します。</p> <p>以上示した懸念については、「第3 インターネットショッピングモール運営者の取組」についても同様であり、中古品の流通を疎外するものとなることを懸念します。</p> <p>これら、実験試験局やアマチュアなどの技適対象外の無線局での利用を前提とした流通を可能とするため、例えば販売時に目的確認をする、文書により購入者からの目的提示を求めるなどの措置を追加し、非技適機種について単に流通を止めることのないように考慮願います。</p> <p style="text-align: right;">個人③</p>		
4	<p>原案に賛同する。</p> <p>輸入、製造、販売の各段階の各業者に一定の遵守事項を定めることは有意義である。</p> <p>購入者が意図せず電波法令違反を犯すことを避けるためにも、流通抑止のための一定のガイドラインは必要である。</p> <p>1 理由を挙げる。</p> <p>(1) ネット通販業者の中には「総務省技適取得済み」という表示を行い、「買ったその場で即時に使用できる」という印象を持つ広告文言で販売している者が居る。</p> <p>(2) (1)の実態は「携帯局または陸上移動局用として技適を取得した機器」であるから「携帯局または陸上移動局として無線局の免許が必要」なのに「取得すべき無線局の免許の説明をしていない」または「説明が曖昧」という、電波法第102条の14で定める告知が不十分または行っていない業者が実在する。</p> <p>(3) (2)の機器は具体例を挙げると140～160MHz および420～460MHzの一部または全部の発射が可能な中国製機器である。(工事設計認証番211-200321 など)ここで、現電波法施行規則第51条の2第二号は日本のアマチュアバンドの145MHz帯および435MHzであるから、このどちらかまたは両方の発射が可能ならば、アマチュア局として無線局の免許を申請する際の手続きも告知するべきであると思慮するが、その告知も無い業者ばかりがヤフオク等で販売していると言えるのが実情です。</p> <p>(4) 別の販売事業者では「当店従業員は無線有資格者多数在籍につき、安心してお求めいただけます」という店舗案内をしながら、販売品にはFRS/GMRSなど外国規格無線機が圧倒的多数であり、日本では使用できない機器の表示が曖昧な業者も実在する。</p> <p>以上を踏まえれば、「日本では使用できない機器は、それを明確に表示することを法的に強制するのが望ましいが、まずはガイドラインの制定は必須であると考えます。</p> <p>2 附帯意見として</p> <p>(1) アマチュア局用として転用しうる機器にあつては、日本のアマチュア局が動作することを許される周波数帯に電波の発射可能域を制限し、さらに一部の周波数帯域では日本のアマチュアバンドに受信可能帯域も限定することでTSSまたはJARDの保証を受ければ使用できる制度が在るので、これは続けて欲しい。この場合には具体的に必要な措置を明記するか、上記のバンド外送信禁止措置および受信禁止措置と再改造不能化措置を行うことを販売店や輸入業者に課すことを希望する。</p> <p>(2) 可及的速やかに、「総務大臣が単独で日本の電波法令に適合しない無線機器の販売および製造の停止勧告(電波法第百二条の十一 第2項)および命令(電波法第百二条の十一 第4項)を出せるようにする」ために、電波法第百二条の十一 第5項にある「総務大臣は、第二項の規</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、経済産業大臣の同意を得なければならない。」の削除を求めます。</p> <p>(3) (2)の理由として、原案のガイドラインでは製造しないように努める、販売しないように努めるであるが、「売った者勝ち」という態度を取る輸入、製造、販売の各業者には、早期に厳しく勧告または命令を出せるようにするべきである。</p> <p>(4) 今回のガイドラインは、今までよりも、より突っ込んだ、具体的に「日本では使えない」「どの無線局の免許を得れば良いのか」を明確に表示させるようにするためのものだと思慮します。</p> <p>個人④</p>		
5	<p>「インターネットショッピングサイト」「インターネットショッピングモール」の定義が明確でないが、ヤフオク!(https://auctions.yahoo.co.jp/)やメルカリ(https://www.mercari.com/)といったインターネットオークションやフリマサイトはインターネットショッピングサイトやインターネットショッピングモールに該当するのか。</p> <p>個人⑤</p>	<p>ご指摘のとおり、当該サイトにつきましては、インターネットショッピングサイト又はインターネットショッピングモールに該当します。</p>	無
6	<p>他者が販売する無線機器をウェブサイトへ掲載し、注文を受け付ける輸入代行業者（個人や法人からの求めに応じ、代金の決済や商品の配送手続きを代行するなど、輸入に係る手続きの代行を業として行う者）は「インターネットショッピングモール運営者」に該当するのか。（例1：BIDBUY JAPAN https://www.bidbuy.co.jp/）（例2：BUYFY https://buyfy.jp/）</p> <p>個人⑥</p>	<p>輸入代行業者につきましては、そのサービスの形態等により、本ガイドライン（案）におけるインターネットショッピングモール運営者に該当しうる場合もあると考えております。</p>	無
7	<p>日本向けに展開するAmazon.co.jp (https://www.amazon.co.jp/) を例とした場合、ショッピングモール運営者は米国法人であるAmazon.com Services LLC であり、日本法人であるアマゾンジャパン合同会社はショッピングモール運営者には該当しない（ただしAmazon.co.jp が販売する商品の販売業者には該当する）との認識で正しいか。</p> <p>個人⑦</p>	<p>一般的に、海外に本社が存し、日本法人が存在する場合、日本法人についてもインターネットショッピングモールの運営者と考えられますので、ご質問のアマゾンジャパン合同会社についてもインターネットショッピングモール運営者に該当します。</p>	無
8	<p>原案の「製造」の定義では、日本を含めた世界各国が消費地となる無線機器の製造又は出荷をする行為について、日本でも多数消費されるものでありながら、比率上は外国が主な消費地となる場合に、対象から外れてしまう。ガイドラインの目的を達成するためには、日本国内を主な消費地とした無線機器の製造又は出荷をする行為ではなく、（日本で）無線機器の製造又は出荷をする行為全般を「製造」と定義する必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>原案の「販売」の定義では、日本を含めた世界各国に向けて無線機器を販売する行為について、日本にも多数販売するものでありながら、比率上は外国が主な販売先となる場合に、対象から外れてしまう。ガイドラインの目的を達成するためには、無線機器を主に日本国内向けに販売する行為ではなく、（日本の居住者を相手方として）無線機器を販売する行為全般を「販売」と定義する必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、辞書的な意味と等しい「製造」「輸入」「販売」をガイドラインで改めて定義する必要はないのではないかと考えられる。</p> <p>個人⑧</p>	<p>海外向けに製造された無線機器の製造業者に対し、当該無線機器について日本の技術基準適合証明等の取得等の本ガイドライン（案）にある取組を求めることは過剰であり、日本で無線機器を製造する行為全般を対象とすることは適当でないと考えております。</p> <p>また、販売業者についても、日本の店舗等で外国での使用向けに無線機器を販売する場合に、日本の技術基準への適合性確認等の取組を求めることも同様に適当でないことから、本ガイドライン（案）の記載としております。</p>	無
9	<p>「製造業者」「輸入業者」「販売業者」の定義が明確でないが、無線機器の輸入代行業者（販売業者や消費者からの求めに応じ、代金の決済や商品の配送手続きを代行するなど、輸入に係る手続きの代行を業として行う者）は「輸入業者」等に該当するのか。</p> <p>個人⑨</p>	<p>輸入代行のみを行う業者は輸入業者とは異なるものの、そのサービスの形態等により、本ガイドライン（案）におけるインターネットショッピングモール運営者に該当しうる場合もあると考えております。</p>	無

10	電波法第百二条の十一第一項並びにガイドラインは外国の事業者も対象としているのか。本件目的達成のためには「製造業者」「輸入業者」「販売業者」「ショッピングモール運営者」がそれぞれ外国の事業者であった場合の行政法の域外適用についての検討や指針が必要ではないか。 個人⑩	外国の業者であっても日本国内向けに製造、輸入及び販売を行う場合、電波法第102条の11第1項に基づき基準不適合設備の製造、輸入又は販売を行わないよう努める必要があり、本ガイドライン（案）に基づく取組が行われることを期待します。	無
11	「製造」「輸入」「販売」をそれぞれ業として行う「製造業者」「輸入業者」「販売業者」の定義を設けるべきではないか。また、「業として」みならず条件は法律や管轄省庁によって様々異なるため、(a)反復継続性 (b)営利目的 (c)規模 のいずれを要件とするのか明確にされたい。 個人⑪	本ガイドライン（案）は、技術基準不適合機器の流通抑止を目的としたものであり、無線機器の製造、輸入又は販売を行う場合には、幅広く遵守していただくことを期待します。	無
12	第2の1無線機器製造業者等による無線機器の流通上の取組において、「無線機器の製造・輸入・販売を委託する場合は、委託元がこれら取組の実施に関する責任を有する者とする。」とあるが、業者でない個人が無線機器の製造・輸入・販売を委託する場合、電波法第百二条の十一第一項の対象外となり、委託元も委託先も努力義務を負わないと解釈して良いのか。 個人⑫	一般的に、販売業者であるか否かは、単に個人であるか法人等の組織であるかにより、判断されるものではないと考えております。技術基準不適合機器の流通を抑止する観点からも、個人が製造、輸入若しくは販売を行う場合又はそれを委託する場合であっても、本ガイドライン（案）における取組の実施が必要と考えております。そのため、個人又は委託元として責任を有すると考えております。	無
13	「電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合 追加提言（案）」に対して提出された意見の中で（一社）情報通信ネットワーク産業協会が「外国の工場で試作機を製造し、登録証明機関又は登録認定機関での（工事）設計認証を得るために輸入することや、外国の工場で量産した通信機器を輸入し、国内の工場で検査を行い、（工事）設計合致義務及び検査記録の保管後、機器に技適マークを付する場合もあることから、これらの配慮をお願いいたします。」と述べていたが、このような場合をガイドラインに照らすと、第2の1の（2）の3にしたがって輸入することは可能だが、その後、技適マークを付した当該無線機器について「この無線機器は電波法に定められた技術基準への適合性が確認できていない。」との注意喚起を行って出荷することが条件となり、矛盾するのではないか。 個人⑬	技術基準への適合性が確認できていない無線機器を輸入し、そのまま出荷する場合は、本ガイドライン（案）の第2 1（2）③に沿って、技術基準への適合性が確認できていない等の注意喚起を行い出荷いただくこととなります。一方で、ご指摘のように輸入した後、国内において当該輸入した無線機器について技術基準適合証明等を取得した場合は、本ガイドライン（案）の第2 1（1）②や④に沿って、技術基準への適合性情報を出荷先へ通知した上で、出荷が行われることで、適切な情報提供が確保され、技術基準不適合機器の流通が抑止できると考えています。	無
14	業者でない個人も出品可能なインターネットショッピングモールにおいて、出品者が電波法第百二条の十一第一項並びにガイドラインの対象となる販売業者なのか、販売代行業者なのか、業者でない個人なのかを、インターネットショッピングモール運営者が逐一判断することは難しいのではないか。 個人⑭	一般的に、販売業者であるか否かは、単に個人であるか法人等の組織であるかにより、判断されるものではないと考えております。そのため、個人が販売等を行っている場合であっても、本ガイドライン（案）の取組を実施していただくこととなります。	無
15	「電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合 追加提言」では、販売業者と消費者との間に介在する事業者のうち売買契約への関与が高い者（販売業者に対する販売支援や消費者に対する商品選択支援をするとともに、代金の決済や商品の配送手続きを代行するなど、売買契約成立に尽力していると言えるほどに関与している者。）を「媒介等業者」と定義して技術基準不適合機器の流通の抑止に向けた取組を求めている必要があったとしていたが、原案では、無線機器を商品として掲載しているインターネットショッピングサイトのうち、他者が販売する商品のウェブサイトへの掲載や注文取り付け等のシステムを提供する電子商店街の運営者を「インターネットショッピングモール運営者」と定義して技術基準不適合機器の流通の抑止に向けた取組を促している。前提言から対象範囲が変更（縮小）されているが、その意図は何か。 個人⑮	今般、フォローアップ会合における「媒介等業者」について、分り易い表現として、本ガイドライン（案）のとおりインターネットショッピングモール運営者と定義しております。このため「媒介等業者」と実体は同一のものになります。	無
16	第1の3無線機器の流通の原則において、「電波法第百二条の十一第一項の規定に基づき、～（略）～インターネットショッピングモール運営者においても～（略）～取組を行うことが求められて	本ガイドライン（案）の第1の1目的に「（前略）インターネットショッピングモールの運営者による無線機器の掲載の適正化に向	無

	<p>いることに留意する。」とあるが、その根拠は何か。あたかも、電波法第百二条の十一第一項がインターネットショッピングモール運営者にそうした取組を求めているかのようにも読めるが、インターネットショッピングモール運営者は当該条項の対象外ではないか。あるいは、ガイドラインの策定名義人である総務省がインターネットショッピングモール運営者に取組を求めているかのようにも読めるが、行政が企業に何らかの行いを求めるには相応の法的根拠が必要ではないか。ガイドラインはインターネットショッピングモール運営者が任意で行う自主的な取り組みの参考情報を提供するものという建前を崩してはならず、インターネットショッピングモール運営者に法的な努力義務がないことは明確にしておくべきである。</p> <p>個人⑩</p>	<p>けた自主的な取組を明らかにすることにより、(後略)」及び第3インターネットショッピングモール運営者の取組に「無線機器についてインターネットショッピングモールのウェブサイトへ掲載等を行う際にインターネットショッピングモール運営者が行う自主的な取組は、次に掲げるものとする。」と記載をしており、インターネットショッピングモール運営者については、自主的な取組として記載しているところです。</p>	
17	<p>技術基準への適合性を販売業者や購入者が確認できる情報の例として技術基準適合証明等の番号が挙げられているが、登録外国適合性評価機関が認証した技術基準適合証明等は公示されるまで数ヶ月掛かることも珍しくなく、無線機器の発売時点では技術基準適合証明等の番号と公示を照らし合わせて技術基準への適合性を確認できないこともあるが、そのような場合でも技術基準適合証明等の番号は技術基準への適合性を確認できる情報として認められるのか。また、公示の迅速化に向けて総務省側の取り組みも必要ではないか。</p> <p>個人⑪</p>	<p>総務省では、登録証明機関及び登録外国適合性評価機関が認証した技術基準適合証明等について、各機関からの報告に基づいて公示を行っております。</p> <p>ご指摘の点につきましては、従前より各機関に対して迅速に報告を行うよう要請しているところですが、公示が迅速且つ適切に行われるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>	無
18	<p>ガイドライン中「インターネットショッピングモールの運営者」と「インターネットショッピングモール運営者」で表記に揺れがあるのは、何か意味があるのか。</p> <p>個人⑫</p>	<p>第1 2 (3)のインターネットショッピングモール運営者の定義後は、インターネットショッピングモール運営者に統一しております。</p>	
19	<p>第2、1、(1)、マル3技術基準不適合機器の不製造と、第2、1、(3)、マル2について。注意喚起のみでなく使用目的を明らかにさせ不正使用しないという誓約をさせる。できるならば購入者の無線従事者免許の確認も。</p> <p>全体に関して、個人売買への対応をどのようにするのか。</p> <p>基本的に「違法CB機」の「販売」を禁止にすべきと思う。GMRSやベビーモニター等については違法無線であることを認識しないまま便利だと購入利用しているのであろうから輸入販売を規制すればいいだけと思うが、違法CB機に関しては違法と理解した上での購入使用であるから一層強い規制を求める。</p> <p>個人⑬</p>	<p>本ガイドライン(案)は、製造業者等に課される努力義務等について明らかにするものであり、購入者等を対象とするものではございません。</p> <p>ただし、購入後、オンラインモール等において、個人売買が行われることもあり、こうした売買についても、技術基準不適合機器の流通抑止の観点から、本ガイドライン(案)に基づく取組が行われることが望ましいと考えております。</p> <p>その他いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無
20	<p>結果として、実験用と記載すれば現状の販売形態の継続は可能であると読み取れました。</p> <p>そもそも、実験用途で無線機器を取得しようとするものは相応の知識を有しているものと思われる。</p> <p>知識の無い人たちが容易に購入しないための措置としては規制が甘いと考えます。</p> <p>現に、免許を保有しているアマチュア局も購入のための打診を頂いた経緯もあり、一般購入が容易のWEBサイトへの掲載は行わないと言う更に厳しい措置が必要と考えます。</p> <p>個人⑭</p>	<p>無線機器の販売については、本ガイドライン(案)に基づく取組が適切に実施されることが望ましいと考えます。</p>	無
21	<p>販売業者としてガイドラインに従う必要性を感じない。法改正されてしばらく経つけど、技術基準不適合無線機器とやらを売っている業者が摘発されたなんて聞いた覚えがない。東映無線もEXPANSYSも今日も元気に営業中だし、Buzzap!は今日も元気にBanggoodの広告記事を書いている。</p> <p>ルールに従う正直者だけ馬鹿を見る。</p> <p>仮に電波障害が起きるとしても、その時になって対処すればいいだけだし、起きるかもわからないどこかの誰かの障害よりも、自分がメシを食っていく方が大事。タクシーが営業してたら人を轢くかもしれないけど、だからといってタクシー会社を社会から無くそうとはならんでしょ。需</p>	<p>本年4月に電波法が改正され、基準不適合設備に係る勧告・命令の発動要件が緩和されているところです。</p> <p>これまで、基準不適合設備に係る勧告等については、実際に他の無線局に混信その他の妨害を与えた無線設備の製造等を行う事業者を勧告等の対象としておりましたが、今後は、混信その他の妨害を与えるおそれがあるものの製造等を行う事業者についても、勧告等の対象となります。命令に従わない場合、電波法第113条の規定に</p>	無

	<p>要がある限り技術基準不適合無線機器だろうが販売を続けて経済を回していこうと思う。</p> <p style="text-align: right;">個人⑳</p>	<p>基づき罰せられることがあります。</p> <p>今後は改正電波法に基づき適切に電波監理を進めてまいります。</p> <p>そのため、本ガイドライン（案）に基づき技術基準不適合機器については、製造等を行わないよう努めていただきますようお願いいたします。</p>	
22	<p>原案に賛成します。</p> <p>ただ現状を見るとガイドラインでは不十分とも感じており、今後より強い指導が出来るような法制をご検討頂きたく考えます。</p> <p style="text-align: right;">個人㉑</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>本ガイドライン（案）の公表後、技術基準不適合機器の流通状況や、無線機器製造事業者等及びインターネットショッピングモール運営者により本ガイドライン（案）に基づく取組が適切に実施されているかについて検証を行い、必要な方策について検討していくことを予定しています。</p>	無
23	<p>空中線（アンテナ）が別売りとなっている無線機器の扱いについて明確にされたい。</p> <p>技術基準適合証明等では空中線を指定して認証を取得することとなっているが、パソコン用として流通する無線 LAN モジュールの多くは空中線が別売りとなっていることから、流通段階では技術基準への適合性を評価することが難しい。最終的に組み合わされる空中線が不明であっても無線設備本体の技術基準への適合性さえ確認できれば流通させることができるのか、あるいは指定された空中線のいずれかとセットでなければ流通させてはいけないのか、あるいは例外的に購入者に対する注意喚起をする条件で流通させることができるのか（その場合には指定された空中線の型番等の明示を必要とするのか）、明確にされたい。</p> <p>これに付随して、技術基準適合証明等で指定された空中線の型番等の情報が無線機器製造業者等から提供されないという問題がある。輸入元や販売元に問い合わせても情報を持ち合わせていなかったり、認証取扱業者（多くは製造元）から情報を得るには秘密保持契約が必要であったりと、技術基準への適合性を確認するためのハードルが必要以上に高い。ガイドラインにおいて、指定された空中線の型番等の情報も技術基準への適合性を確認できる情報の一つとして出荷先に通知又は表示することを求めるとともに、総務省の公示において、指定された空中線の型番等の情報を明らかにできないか。</p> <p style="text-align: right;">個人㉒</p>	<p>一般的に、パソコンに内蔵されている無線 LAN については、無線 LAN モジュールの内蔵アンテナ部も含む無線設備全体として技適等の認証を取得していると認識しています。また、外付けの無線 LAN アダプタについては、当該機器自体、単体として個別に技適を取得すべき無線機器となります。</p> <p>ご指摘の無線 LAN の別売りのアンテナとはどのようなものを想定されているか分かりかねますが、技適等を取得した工事設計とは異なる部品を用いた無線設備は、適合表示無線設備に該当せず、免許不要等、簡易な免許手続により使用することはできません。</p> <p>技適等を取得したものは異なる部品等を使用する場合には、個別に免許を取得していただくか、新たに技適等を取得していただくことが必要となります。</p> <p>上記のように、免許の取得等を行うことで適法に使用できる余地もあることから、本ガイドラインでは、技適等未取得の機器の販売等を一律に規制するものではありませんが、販売等を行う機器が日本の技術基準に合致しているか、使用にあたって個別に免許取得の必要性があるかどうかといった点については、各事業者が把握し、購入者に通知等を行うべき情報であると考えております。</p> <p>なお、技適等は登録証明機関が無線設備を総体として審査し、認証を行うものであり、無線設備を構成する部品の一部である空中線は、それ自体単独で認証を受けるものではないことから、総務省において個別に明らかにする情報とはならないと考えております。</p>	無
24	<p>アマチュア無線局については除外を要望する。</p> <p>電波法に定めるアマチュア業務は「もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究。」であり、様々な機器を自己の興味によって使いこなし、成功の喜びから更なる発展を目指すものであるため、初めから規制ありきでは自由な発想はありえず、このガイドライン（案）でアマチュアバンド外の電波発射可能機器（但し改造によりアマチュアバンドが発射可能なものに限る）の入手が不可能となると、市場にはメーカー製の技術基準適合機器ばかりとなり、単なる「電話ゴッコ」「パソコン通信ゴッコ」のみとなり、著しい技術レベルの低下が生じ、国が求める IoT 人材は生まれません。</p> <p style="text-align: right;">個人㉓</p>	<p>アマチュア局についても、他の無線局同様、電波法の第 3 章に規定する技術基準に適合した設備を用いる必要があります。</p> <p>なお、アマチュア局は、電波法第 102 条の 14 の指定無線設備に指定されており、販売の際には、免許の取得を告知する義務がございます。また、無線局の運用にあたっては、免許を取得する必要があるため、技術基準に不適合な設備を使用した場合、不法開設として罰せられることがあります。</p> <p>このため、アマチュア局について本ガイドライン（案）の対象から除外することは適当でないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無

25	<p>全体 技術基準不適合無線機器の流通抑止に資する本ガイドライン策定の趣旨及び内容に賛同いたします。</p> <p>弊センターは電波法に基づく登録証明機関として、本ガイドライン（案）の適用範囲となる無線機器の製造業者、輸入業者、販売業者並びにインターネットショッピングモール運営者から、電波法令や無線機器に関して日々多くのご質問・ご相談を頂き対応をしておりますが、本ガイドライン策定後も技術基準不適合無線機器の流通抑止のために引き続き貢献してまいります。</p> <p>第2 無線機器製造業者等の努力義務（1）、②及び（2）、② 技術基準適合証明等マーク及び民間の微弱無線設備証明マークの表示は、一般消費者が無線機器購入時に技術基準への適合性を容易に確認できるようにすることから、特に表示義務のない民間の微弱無線設備証明マークについては、積極的に表示を推奨することが望ましいため、以下を追加すべきと考えます。</p> <p>「また、電波法第四条第一号の対象となる無線設備については、可能な限り民間の微弱無線設備証明マークを表示する。」</p> <p>第4 その他 1 総務省の対応 （1）本件関係者の自主的な取組み強化にあたっては、周知広報の徹底、定期的な取組状況の公表、ガイドラインの適時適切な見直しが必要と考えますので、これらの項目及び具体的内容を追加するとともに、総務省殿の強力なリーダーシップの下に推進されることを期待します。 （2）流通する無線機器の技術基準への適合性の確認を行うに際しては、民間活力を効果的に活用し、幅広く効率的に調査することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご意見を踏まえ、第4 3 その他に「また、民間の微弱無線設備証明マークを表示するなど、技術基準適合性情報を購入者が確認することを容易にするための取組が望まれる。」と追記いたします。</p> <p>本ガイドライン（案）の公表後、技術基準不適合機器の流通状況や、無線機器製造業者等及びインターネットショッピングモール運営者により本ガイドライン（案）に基づく取組が適切に実施されているかについて検証を行い、必要な方策について検討していくことを予定しています。</p> <p>その他いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。総務省においても、技術基準不適合無線機器の流通抑止に向けた取組を適切に実施してまいります。</p>	有
26	<p>原案に賛成致します</p> <p>インターネット通販やオークションサイトではアマチュアやフリーライセンスラジオが許されていない帯域で送信出来る違法無線機が数多く販売されています</p> <p>そういった端末が出回ってしまうと、重要な公共無線に混信や妨害を与えてしまい、結果として人命に関わる事が避けられない事態になる可能性が高くなります</p> <p>その可能性を根本から断つには、販売を禁止するしかなく、今回の改定は古くから要望された物がやっと現実になった、と考えています</p> <p>これを機に、取り締まりを強化し、違法無線機が根絶されん事を願って止みません</p> <p style="text-align: right;">個人②⑤</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p>	無
27	<p>（総論）</p> <p>現在の法律では、内部の無線モジュールに表示されていれば表示義務を果たすことになるなど、商品躯体やパッケージ、広告への技適マークの表示は義務付けられていない。また、製造業者から小売業者まで技適マークに関する情報が伝達される仕組みも整っていない。本件ガイドライン（GL）は、現時点での実現可能性とは別に、技術基準不適合機器の流通抑止のため、それぞれが取り組むことが望ましい取組が記載された、いわばベストプラクティスを示したものであり、現在の法律の枠組みを変えるものではなく、GLに記載されているすべての取組を直ちに実施することが求められるものではないことを確認したい。</p> <p>そもそも現行の法律においては、販売事業者に対する明確な販売禁止規定がなく、広告に関する規定もない。現行の法律のままではプラットフォームから販売業者等に販売停止や技適マークに</p>	<p>本ガイドライン（案）は、技術基準不適合機器の流通抑止のため、製造業者、輸入業者及び販売業者が電波法第102条の11第1項の規定に基づく努力義務を果たし無線機器の製造、輸入及び販売を適正化するため取組を示すとともに、インターネットショッピングモール運営者による無線機器の掲載の適正化に向けた自主的な取組を明らかにすることを目的として策定されたものです。それらの業者において、本ガイドライン（案）に基づく取組が行われることを期待します。</p> <p>なお、電波法第102条の11第1項において、技術基準に適合しな</p>	無

関する情報の表示を求める明確な法的根拠が存在せず、対応に苦慮している。技適マーク等の表示義務の内容の見直しや、明確な販売規制の必要性等を早急に検討すべきである。

(第2 1(1)④、(2)④)

適合性確認情報は、販売業者その他の者にも容易に分かるように公開されるべきであるが、その際には製造業者による情報公開や小売事業者までの情報伝達の実現可能性を考慮されたい。

適合性確認情報が製品のどこに記載されているかによって、販売業者その他の者において一見して販売可能な製品かどうかの判別がつかない場合があるため。例えば、技術適合製品の中には、製品本体内の無線モジュールに技適番号が記されているものがある。この場合においては、本体を分解しないと当該情報を確認することができないことがある。

この記載を実行させるのであれば、まずは製造者においてパッケージやメーカーのウェブサイト等において技適番号の明示が可能かどうかなど、容易に確認できる措置の実現可能性を確認すべきである。

(第2 1(3)③)

現在の法律では、内部の無線モジュールに表示されていれば表示義務を果たすことになるなど、商品躯体やパッケージ、広告への技適マークの表示は義務付けられていない。また、製造業者から小売業者まで技適マークに関する情報が伝達される仕組みも整っていない。さらに、同じ型番の製品であっても、組み込まれている無線モジュールの違いによって技適番号等が異なることも多い。

①で確認した情報の例として「適合している無線設備規則の条項、技術基準適合証明等の番号又は民間の微弱無線設備証明マーク等」が挙げられているが、これらはあくまで例示であって、例えば技術基準適合証明等の番号の通知が困難なため技適マークが付されていることを通知するといった対応も許容されることを確認したい。

無線設備の製造・輸入・販売を行わない努力義務が規定されており、また、電波法第102条の11第2項に規定される条件に該当する場合、販売業者等については、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれのある技術基準不適合機器を広く販売している等の事態を除去するために必要な措置を講ずることについて、その規定に基づく勧告を行うことがあります。

さらに、その勧告に従わないときはその旨を第102条の11第3項に基づき公表し、それでも正当な理由が無くその勧告に係る措置を講じなかった場合において、適正な運用の確保が必要な無線局に重大な悪影響を与えるおそれのある場合は、同条第4項に基づき命令を行うことがあります。この命令に違反した場合、電波法に基づき罰せられる可能性があります。

本ガイドライン(案)に基づく技適マーク等の確認やそれを踏まえた技術基準適合性情報の出荷先への通知や販売時の表示については、そのような技術基準不適合機器の流通による他の無線局への混信等を防止する上で極めて重要な取組であり、適切に実施されることを期待します。本ガイドライン(案)の公表後、技術基準不適合機器の流通状況や、無線機器製造業者等及びインターネットショッピングモール運営者により本ガイドライン(案)に基づく取組が適切に実施されているかについて検証を行い、必要な方策について検討していくことを予定しています。

製造業者において、本ガイドライン(案)に基づき、製造業者が技術基準適合性情報を出荷先への通知等の取組が行われ、技術基準への適合性が流通サイクルの中で確保されていくことを期待します。

ご指摘のとおり、本ガイドライン(案)における、技術基準適合証明番号等の確認は、技術基準不適合無線機器の流通抑止のための取組の一例であり、複数の無線モジュールで構成される製品について、各

無線モジュールが特定無線設備として適切に技術基準適合証明を取得しているものの、無線モジュールごとの技術基準適合証明等番号の通知が困難な場合には、製品に搭載されたそれぞれの無線設備(モジュール)が、適切に技術基準適合証明を取得していることを通知するという対応も、流通抑止のための取組としては有効と考えております。

	<p>(第3) 現在の法律では、内部の無線モジュールに表示されていれば表示義務を果たすことになるなど、商品躯体やパッケージ、広告への技適マークの表示は義務付けられていない。また、製造業者から小売業者まで技適マークに関する情報が伝達される仕組みも整っていない。さらに、販売事業者に対する明確な販売禁止規定がなく、広告に関する規定もない。現行の法律のままではプラットフォームから販売業者等に販売停止や技適マークに関する情報の表示を求める明確な法的根拠が存在せず、対応に苦慮している。原案に掲げられている「自主的な取組」については、あくまでも「インターネットショッピングモール運営者に期待される自主的な取組」であり、全ての取組を全ての対象商品について一律に行うことが求められているものではないことを確認したい。官民の協力や総務省、製造・輸入・販売業者等の努力によってこれらの取組の実現可能性を高めるような環境整備が必要である。</p> <p>(第4 1) 上述の通り、現時点では各取組の実現可能性が必ずしも高いとは言えないため、重点的に対応すべき製品等について官民で合意を得ながら効果的な取組を行うことが望ましい。技術基準不適合製品が流通されることにより重大な影響が発生してしまうおそれの高い製品(又は製品カテゴリ)を総務省が調査の上指定し、官民が協力して集中的にモニタリングをすることや、事業者だけでなく消費者へも注意喚起等の周知啓発活動を行うことを確認したい。</p> <p style="text-align: right;">楽天株式会社</p>	<p>本ガイドライン(案)では、インターネットショッピングモール運営者について、基準不適合機器の流通抑止のための自主的な取組を記載しており、製造業者、輸入業者及び販売業者による電波法第102条の11第1項に基づく取組と連携する形で、本ガイドライン(案)に基づく取組が適切に行われることを期待します。</p> <p>本ガイドライン(案)の公表後、技術基準不適合機器の流通状況や、無線機器製造業者等及びインターネットショッピングモール運営者により本ガイドライン(案)に基づく取組が適切に実施されているかについて検証を行い、必要な方策について検討していくことを予定しています。</p> <p>総務省が実施し公表している無線設備試買テストの結果、技術基準への不適合が確認された無線機器やその類似品については、販売業者、インターネットショッピングモール等がその流通の適正性について重点的に確認していくことが期待されます。また、総務省においては、技術基準不適合無線機器の流通抑止に向けた周知啓発の取組を引き続き適切に実施してまいります。</p>	
28	<p>そもそも現行の法律においては、販売事業者に対する明確な販売禁止規定がなく、広告に関する規定もないため、プラットフォームから販売業者等に販売停止や技適マークに関する情報の表示を求める明確な法的根拠が存在していない。</p> <p>また、現在の法律では、製品を解体しないと確認できない内部の無線モジュールに表示されていれば表示義務を果たすことになるなど、商品躯体やパッケージ、広告への技適マークの表示は義務付けられておらず、製造業者から小売業者まで技適マークに関する情報が伝達される仕組みも整っていない。</p> <p>プラットフォームに対応を求めるのであれば、その前に、技適マーク等の表示義務の内容の見直しや、明確な販売規制の必要性等を早急に検討するとともに、情報伝達の仕組みや環境を整備すべきである。</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人新経済連盟</p>	<p>本ガイドライン(案)の公表後、技術基準不適合機器の流通状況や、無線機器製造業者等及びインターネットショッピングモール運営者により本ガイドライン(案)に基づく取組が適切に実施されているかについて検証を行い、必要な方策について検討していくことを予定しています。</p>	無
29	<p>「技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン」の策定に賛成します。</p> <p>総務省の試買品の抜取試験では、海外からの輸入製品の不適合が目立ちますので無線関連機器の通関検査時に電波法への適合マーク等のチェックを厳しくすること、また、本業務に関わる通関士や、小売店の販売管理士等の資格取得試験の試験項目に無線関連機器に関する電波法や適合認定マーク等の知識を問うことをご提案するものです。</p> <p style="text-align: right;">個人②⑥</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無
30	<p>・技適マークが無線設備の取扱説明書及び包装又は容器に表示されている無線機器の扱いについて明確にされたい。</p> <p>平成26年の法改正により、技適マークを無線設備本体へ表示することが困難な場合には取扱説明書、包装、容器(以下、説明書等)へ表示することが可能となったが、商慣習上、無線設備と取扱方法を説明する書類とを一体で流通させられるとは限らない。</p> <p>技適マークが表示された説明書等を省いた簡易パッケージのバルク品が現に流通しているほか、消費者が技適マークの表示された説明書等を紛失したものが中古品として再度流通に乗ることも</p>	<p>ご指摘のとおり、技適マークを付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、説明書及び包装又は容器に技適マークを付すことが可能となっています。</p> <p>こういった無線設備を適合表示無線設備として使用する場合、技適マークが表示されている取扱説明書等が紛れなく関連づけられている形となっていることが必要です。</p> <p>総務省がHP上で公示している技術基準適合証明等の結果は、登録</p>	無

<p>有り得るところ、販売業者は総務省の公示を元に技術基準適合品と称して販売しているのが実態である。</p> <p>こうした無線設備は適合表示無線設備ではないため、利用者がそのまま使用（開局）することは電波法違反にあたるおそれが高いが、電波法第百二条の十一第一項では適合表示無線設備か否かではなく技術基準不適合機器か否かを問うものである。</p> <p>一方で、平成 26 年の「電波法施行規則の一部改正をする省令（案）電波法の一部を改正する法律の一部施行（6 月以内施行）に伴う改正等」に対して提出された意見の中で株式会社村田製作所が「商慣習上、無線設備と取扱方法を説明する書類とを一体で流通させられるとは限りません。」と述べていたが、意見に対する考え方として「無線設備に紛れなく関連付けられる取扱説明書であることが明らかであれば、問題ありません。」と述べられている。このような取り扱いについて販売業者等が参考にできるものが欲しい。</p> <p style="text-align: right;">個人⑦</p>	<p>証明機関及び登録外国適合性評価機関からの報告によるものであり、技適等を取得した無線設備を確認するための一つの方法ではありますが、適合表示無線設備としての表示は、個々の無線設備に付すものであることから、当該データは表示を代替するものとはなりません。</p> <p>なお、本ガイドライン（案）の第 2 1（1）では、技術基準適合性情報の出荷先への通知・確認対応措置として、出荷先が技術基準への適合性を確認できる情報を把握できるようにすることについて記載しており、これらの取組は、中古品等の流通にあたって消費者が適切な情報を確認する上でも、有効な取組と考えます。</p>	
---	---	--